

# 札幌市中核農家登録制度実施要綱

〔平成7年1月24日〕  
経済局農務部長決裁  
平成19年4月3日改正  
平成20年2月12日改正  
平成23年6月1日改正  
平成27年4月22日改正  
令和3年4月5日改正

(目的)

第1条 この要綱は、優れた生産技術と高い経営能力を有する地域農業の担い手を育成することを目指す札幌市中核農家登録制度について、必要な事項を定めることを目的とする。

(申請者)

第2条 札幌市中核農家の登録（以下「登録」という。）を申請することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本市に住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）を有し、本市の区域内において現に農業経営を営み、又は営もうとする者（個人及び法人（法人化の手続きを開始している場合を含む））
- (2) 農業経営を新たに営もうとする者にあつては、営農計画が適切であり、経営に必要な農地を確保できる見込みがあるとして農業委員会が適当と認めた者
- (3) 専ら又は主にその農業経営に従事する青壮年の家族農業従事者がいる者、又は従事することが見込まれる者がいるものとする。（法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）

(登録農家への施策)

第3条 札幌市中核農家として登録を受けた者（以下「登録農家」という。）又は主に登録農家からなる団体等には、次に掲げる事業等を実施するものとする。

- (1) 農地流動化事業
- (2) 利用権設定等促進事業
- (3) 国、道及び本市の直轄又は補助事業
- (4) 技術研修及び情報提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

(登録の申請)

第4条 登録を新たに受けようとする者は、原則として市長が定める期間内に農業協同組合を経由して、札幌市中核農家登録申請書（様式1）を市長に提出しなければならない。

(登録)

第5条 市長は、前条の申請を受理したときは、申請者が次の各号に掲げる条件に適合するかを審査し、登録の可否を速やかに決定しなければならない。ただし、慎重な審議を必要とする場合は、札幌市農業再生協議会に諮問した上で登録の可否を決定するものとする。

- (1) 第2条に規定する申請者であること
  - (2) 原則として主要な農業生産基盤を農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定に基づく本市の農業振興地域の区域内に有する者又は確実に確保できる見込みがある者であること
  - (3) 将来にわたり農業経営の改善に積極的に取組む意欲と能力を有し、地域農業の振興を図ることが期待できる者であること
- 2 市長は、前項の規定により登録を認めると決定したときは、札幌市中核農家登録台帳（様式2）に登録し、札幌市中核農家登録通知書（様式3）により申請者に通知するものとする。
- 3 登録の有効期間は、5年とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、5年を超えない範囲内で有効期間を定めることができる。
- 4 市長は、第1項の規定により登録を認めないと決定したときは、その旨を申請者に通知しなければならない。

#### （登録の更新）

- 第6条 登録の更新を希望する者は、原則として農業協同組合を經由して登録の有効期間満了の2ヵ月前までに、札幌市中核農家登録申請書（様式1）を市長に提出しなければならない。
- 2 第5条の規定は、登録の更新の場合についてこれを準用する。

#### （登録の取消し）

- 第7条 市長は、登録農家が次の各号の一に該当するときは、登録を取消すことができる。ただし、慎重な審議を必要とする場合は、札幌市農業再生協議会に諮問した上で登録を取り消すものとする。
- (1) 第2条に規定する申請者の要件を欠くに至ったとき
  - (2) 登録農家としてふさわしくない行為があったとき
- 2 市長は、前項の規定により登録を取消したときは、その旨を当該登録農家に通知しなければならない。

#### （登録の廃止）

- 第8条 登録農家は、次の各号の一に該当するときは、札幌市中核農家登録廃止届（様式4）を市長に提出しなければならない。ただし、第2号の届出は相続人のいずれか一人が、第3号の届出は解散の場合は清算人が、合併の場合は合併後存続する法人又は合併により設立される法人がそれぞれ行うものとする。
- (1) 農業経営を中止又は廃業したとき
  - (2) 登録農家が死亡したとき
  - (3) 法人たる登録農家が解散又は倒産、合併したとき
  - (4) 農業経営を家族等に継承するとき
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、登録を廃止しようとするとき

#### （施行細目）

- 第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、農政部長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成7年2月1日から施行する。